

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### パート収入と税金

Q: 私はパート勤めをしています。所得税が改正されたそうですが、年間の収入がいくらまでなら税金がかかりませんか。また、私の収入がいくらまでならサラリーマンの夫の所得計算で配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けることができるのでしょうか。

A: 平成7年分の改正によって所得税の基礎控除額が35万円から38万円に上がりました。これによってパート収入だけの場合は前年まで年間100万円だったのが今年は年間103万円(給与所得控除額65万円+基礎控除額38万円)まで奥さん自身に所得税がかからなくなりました。(住民税の場合は99万円です。)

夫側の所得計算で配偶者特別控除を受けるための所得要件は、所得が給与だけなら給与収入が12,315千円以下となりました。

奥さん自身の収入に税金がかかるのかどうかと夫の所得計算で配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けることができるかどうかの関係は次の表のようになります。ご参考にして下さい。

パート収入	妻自身		夫の所得計算			
	所得税	住民税	配偶者控除		配偶者特別控除	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
99万円以下	ゼロ	ゼロ	有	有	有	有
99万円超	ゼロ		有	有	有	有
103万円未満		かかる				
103万円	ゼロ	かかる	有	有	無	無
103万円超					有	有
141万円未満	かかる	かかる	無	無		
141万円以上	かかる	かかる	無	無	無	無

